

奥州市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月21日

奥州市監査委員 千葉 永  
奥州市監査委員 千葉 洋一  
奥州市監査委員 加藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 令和2年9月29日及び30日

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日
梁川小学校	令和2年10月1日
広瀬小学校	
稲瀬小学校	
江刺東中学校	
伊手小学校	令和2年10月2日
人首小学校	
木細工小学校	
玉里小学校	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和元年度分についても対象とした。

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
伊手小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
人首小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
木細工小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

玉里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
梁川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
広瀬小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
稲瀬小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺東中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。